解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日開催の理事会、評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十三日

横浜市旭区中尾二丁目一番一四号

財団法人神奈川県ガールスカウト維持財団

代表清算人　尾高　暉重

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十三日

長崎県佐世保市花高二丁目一二番一九号

特定非営利活動法人高齢者生活研究社

代表清算人　白濵　仁啓

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十三日

沖縄県石垣市字伊原間二番地の七二四

特定非営利活動法人コーラルアクション

清算人　請盛　宏明

公益信託三宅祐治教育基金第二十五期決算公告

一、事業概要

兵庫県下の小学校・幼稚園並びに施設など合計二十七団体へ教材の補助として総額四二、五四〇、〇〇〇円の助成金を給付した。

二、財産目録　平成二十三年十一月二十五日現在

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

三、信託の終了

平成二十三年度事業として、助成金を給付し信託財産の減少に伴い、事業の継続が不能となることから、平成二十三年十一月を以って終了した。

平成二十四年一月十三日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託三宅祐治教育基金

受託者　株式会社りそな銀行

配当公告

岐阜市中竹屋町一三番地キャッスルハイツ中竹屋町一三〇二号室、旧住所岐阜市楠町一丁目八番地二

破産者　廣瀬　隆偉

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十二年（フ）第四六八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七三六、一九〇、一六九円

一、配当することのできる金額

金二五、〇一三、〇一七円

平成二十四年一月十三日

岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル四階

破産管財人　小椋　功

配当公告

香川県高松市小村町四六五番地一

破産者　株式会社キュービック

右の者に対する高松地方裁判所平成二十三年（フ）第一五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四九〇、三二一、八七〇円

一、配当することのできる金額

金一〇八、五二二、九八二円

平成二十四年一月十三日

高松市西内町四番六号　神原ビル三階

破産管財人　弁護士　藤本　尊載

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市豊平区西岡二条一三丁目四番、最後の住所札幌市豊平区西岡二条一一丁目二番一三号

被相続人　亡　星野　宗且

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

事務所北海道札幌市中央区北二条西九丁目インファス三階　大鹿法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大鹿祐太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡洋野町種市第一地割一一四番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　庭　勝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

岩手県盛岡市大通三丁目一番六号金沢ビル三階

相続財産管理人　松下　壽夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県阿久根市新町三八番地、最後の住所茨城県つくばみらい市板橋二八八九番地二

被相続人　亡　橋口　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

茨城県土浦市文京町一番六号

相続財産管理人　阿部　良二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県垂水市新城二四二六番地、最後の住所神奈川県綾瀬市吉岡東一丁目一二番三四号

被相続人　亡　山口　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号

ミツハマビル

相続財産管理人　弁護士　田中　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上野毛一丁目一〇番地、最後の住所横浜市中区新山下三丁目一五番六―二〇六号

被相続人　亡　佐藤與利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

横浜市中区山下町二〇七関内ＪＳビル八階

相続財産管理人　弁護士　原田　雅紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市中央町五八九番地一、最後の住所富山県小矢部市中央町一番三七号

被相続人　亡　中澤　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

富山県高岡市中川本町八番一号

相続財産管理人　谷口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市源平新田五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大橋　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

浜松市中区鴨江三丁目七番一二号

相続財産管理人　原　道也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区富士見町一五番、最後の住所名古屋市中区富士見町一五番三三号エスポア富士見三〇一号

被相続人　亡　近藤　孝身

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

愛知県岡崎市竜美北二―三―一九山崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山崎　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市善明寺六四二番地一、最後の住所和歌山県岩出市中島一一九七番地の二九

被相続人　亡　鈴木富美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

和歌山市四番丁二六番地の二

相続財産管理人　弁護士　田辺　善彦